

堺市監査委員公表第21号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年9月10日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査（工事監査）	
監査実施期間	令和3年4月1日～令和3年6月29日	
措置を講じた部局等	上下水道局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>5 菅池幹線下水管布設工事（29-1）</p> <p>本工事の下水管布設時に必要な目地コーキング、防水シール及びボルトボックスのモルタル充填の設計数量が過少計上であったために、合計約4,800万円の増額変更を行っていた。</p> <p>工事発注前に、設計の検収を十分に行い、適正な積算を行う必要があった。</p>	<p>平成29年度末に発注した本工事は、大規模かつ難易度の高い工事であったにもかかわらず、国費執行上の発注期限及び大規模開発事業者との工事調整で早期着手が迫っていたことや、設計担当者が引き続き現場担当者を兼任する体制において、本工事の設計委託業務及び他工事の完成時期が重なる繁忙期であったため、設計及び積算の検収に十分なチェックがなされていませんでした。</p> <p>このことを受け、令和元年度から設計及び現場担当者を各々専任することで設計委託業務の検収及び工事発注前の積算を複数人の設計担当者が専念してチェックする体制に見直すとともに、下水道建設課と設計審査担当課により工事発注前の積算をダブルチェックする体制に見直しています。</p>	<p>下水道管路部 下水道建設課</p>